

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

1 戦没者の遺族の援護

さきの大戦において,公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人・軍属及び準軍属(旧国家総動員法による徴用者,動員学徒,軍の要請による戦闘参加者等)の数は,200万人をこえるものと推定されている。

これらの戦没者の遺族に対しては,恩給法等のほか,戦傷病者戦没者遺族等援護法により,遺族給付が行なわれている。

また,これらの戦没者の遺族の精神的痛苦を国が特にねぎらうために,38年度には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が制定され,42年度には戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が制定されて,それぞれ特別給付金が支給されている。40年度には,遺族年金,公務扶助料等を受けていない弔慰金受給者に対してあらためて特別弔慰金を支給するため,戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が制定されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて,戦没者の遺族に支給される給付は,遺族年金,遺族給与金,遺族一時金及び弔慰金の4種である。

軍人・軍属(恩給法該当者は除く。)が公務上の傷病により死亡した場合は,その遺族に遺族年金が支給され,準軍属が公務上の傷病により死亡した場合は,その遺族に遺族給与金(年金給付)が支給される。昭和44年3月末現在の受給人員は,第14-1表のとおりである。

軍人・軍属が日華事変ぼつ発(昭和12年7月7日)以後の公務傷病に併発した傷病により退職後2年(結核及び精神病の場合6年)以内に死亡した場合並びに戦地勤務期間6カ月以上の軍人・軍属が復員後1年(結核及び精神病の場合は3年)以内に死亡した場合で,遺族年金・公務扶助料等の遺族給付が行なわれないときは,遺族一時金(10万円)が支給される。昭和39年10月にこの遺族一時金の制度が創設されてから44年3月末までに,軍人については3,691件軍属については180件,総計3,871件に及んでいる。

第14-1表 遺族年金,遺族給与金受給者数

第 14-1 表 遺族年金, 遺族給与金受給者数

(単位:人)

	遺 族 年 金		遺族給与金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	66,801	92,400	42,980
先 順 位 者	37,119	80,443	37,881
後 順 位 者	29,682	11,957	5,099

厚生省援護局調べ

軍人・軍属・準軍属が公務上の傷病又は事変・戦争勤務に関連する傷病により昭和16年12月8日以後に死亡した場合には,その遺族に対し,弔慰金(軍人・軍属5万円,準軍属3万円)の10年以内償還,年利6分の記名国

債)が支給される。27年の法制定以来,44年3月末までの支給件数は,軍人については180万,7,769件,軍属については13万7,590件,準軍属については10万7,252件総計約205万件に及んでいる。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給対象となる者は,日華事変ぼつ発以後の公務上の傷病により死亡した軍人・軍属・準軍属の妻であつて,38年4月1日に遺族年金・公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有していた者である。この特別給付金は,20万円,10年以内償還,無利子の記名国債で支給される。創設以来44年3月末までの支給件数は,41万1,180件である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給対象となる者は,公務上の傷病により昭和16年12月8日以後死亡した軍人・軍属・準軍属の遺族であつて,40年4月1日までに弔慰金を受ける権利を取得した者である。この該当者がいない場合には,戦没者の子とされ,この戦没者の子もいない場合には兄弟姉妹までの遺族とされる。ただし,同一の戦没者について遺族年金・公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者がいない場合に限られる。特別弔慰金は,3万円,10年以内償還,無利子の記名国債で支給される。44年3月末現在で39万6,859件が支給された。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給対象となる者は,日華事変ぼつ発以後の公務上の傷病により死亡した軍人・軍属・準軍属の父母又は祖父母であつて,戦没者の死亡当時,戦没者以外に子も孫もなかつた者のうち,42年4月1日に遺族年金・公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有するものである。この特別給付金は,10万円,5年以内償還,無利子の記名国債で支給される。創設以来44年3月末現在で,支給件数は1万0,975件である。

軍人・軍属・準軍属の遺族に対する援護は,27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて以来逐次拡充されているが,43年度には同法について,恩給法の公務扶助料の額の増額に準じて,遺族年金及び遺族給与金の額を増額する改正が行なわれた。この結果,70歳以上の遺族に支給される遺族年金は12万5,500円,同じく遺族給与金は8万7,850円になつた。

また44年度においても,10月1日から次のような処遇改善が行なわれることとされている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法については,改正の第1点は遺族年金及び遺族給与金の額を増額することである。この結果,遺族年金は13万5,000円,遺族給与金は9万4,500円となる。

改正の第2点は,後順位の遺族に支給される遺族年金,7,000円,遺族給与金4,900円とすることである。

改正の第3点は,総動員業務に関する勤務に関連する負傷又は疾病によつて死亡した被徴用者,動員学徒等の遺族に対し,特例遺族給与金(遺族給与金の6割相当額)及び弔慰金を支給することである。

改正の第4点は,事変又は戦争勤務に関連する傷病による死亡を支給事由とする弔慰金について,支給要件である在職期間経過後死亡にいたるまでの期間の制限を撤廃することである。

改正の第5点は,公務傷病に併発した傷病による死亡を支給事由とする遺族一時金について,従来の在職期間経過後死亡までの期間制限を4年(結核及び精神病の場合は8年)に延長することである。

改正の第6点は,旧防空法の規定に基づく防空監視隊員を準軍属とし,その遺族に遺族給与金及び弔慰金を支給することである。

また,戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法については生計維持又は生計同一の要件に該当する者がいないときは,この要件に該当しなくとも兄弟姉妹までの先順位者に特別弔慰金を支給すること。戦没者の父母等に対する特別給付金支給法については,戦没者以外に子又は孫があつてもその者がすべて父母又は祖父母と氏を異にする場合には特別弔慰金を支給すること,とする支給範囲の拡大がそれぞれ10月1日から行なわれることとされている。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

2 戦傷病者の援護

さきの大戦において,公務上負傷した軍人・軍属及び準軍属に対しては,現在,恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等の支給と戦傷病者特別援護法による療養の給付等が行なわれている。また,戦傷病者のうち一定以上の障害者の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金が支給されている。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

2 戦傷病者の援護

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて戦傷病者(恩給法該当者は除く。)に障害年金又は障害一時金が支給される。昭和44年3月末現在の障害年金の受給人員は,軍人183人,軍属2,401人,準軍属1,370人である。障害一時金を昭和44年3月末までに受けた者は480人である。

障害年金,障害一時金の額は軍人・軍属・準軍属の別及び不具廃疾の程度によつて異なつている。

43年度においては,戦傷病者戦没者遺族等援護法について恩給法の傷病恩給の額の増額に準じて障害年金及び障害一時金の額を増額する改正が行なわれた。この結果最も重い程度の障害者である特別項症の者に支給される障害年金は軍人及び軍属の場合60万9,000円,準軍属の場合42万6,300円となつた。

さらに44年度においては,次のような法改正が行なわれ,44年10月1日から施行されることとされている。

改正の第1点は障害年金及び障害一時金の額を増額することである。この結果,最も重い程度の障害者である者に支給される障害年金の額は,軍人・軍属の場合74万1,200円,準軍属の場合51万8,840円となる。

改正の第2点は,特別項症から第1款症の障害者に対する従来定額であつた加給を,障害年金受給者の扶養親族の数に応じて支給するものとしたことである。加給の額は,軍人・軍属については,配偶者にあつては,1,200円を,配偶者以外の扶養親族にあつては,扶養親族が1人のときは7,200円,扶養親族が2人以上のときは,7,200円にその扶養親族のうち1人を除いた扶養親族1人につき4,800円を加算した額であり,準軍属については,それぞれその7割相当額である。

改正の第3点は,旧防空法の規定に基づく防空監視隊員を準軍属とし,その者の業務上の傷病の程度に応じて障害年金又は障害一時金を支給することとしたことである。

戦傷病者自身に対する障害年金,増加恩給のほか戦傷病者の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法がある。支給対象となる者は,日華事変ぼつ発以後の公務上の傷病により恩給法による特別項症から第1款症までに該当する不具廃疾となり,38年4月1日において軍人・軍属・準軍属に関する障害年金,増加恩給等を受けている者の妻及び同日までに障害一時金又は傷病賜金等を受けたことがある者の妻である。特別給付金は,10万円,10年以内償還,無利子の記名国債で支給される。41年に創設されて以来44年3月末までの支給件数は5万0,994件である。

なお,44年10月1日から支給対象の範囲が拡大されて,第2款症及び第3款症の障害者の妻にも5万円の特別給付金を10年以内償還,無利子の記名国債で支給されることとされている。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

2 戦傷病者の援護

(2) 医療面その他の援護

所得面以外の戦傷病者に対する援護は,38年に制定された戦傷病者特別援護法に基づいて行なわれている。

この法律は,従来から各種の法律により行なわれてきた戦傷病者に対する援護を整備統合し,よりいつそう援護の充実を図るようにしたもので,戦傷病者に対して戦傷病者手帳を交付し,これらの者に次のような援護を行なうことを目的としている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行なうこと。

イ 長期入院患者に療養手当を支給すること(44年4月から月額3,800円)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合その遺族等に葬祭費を支給すること(44年4月から1万円)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行なうこと。

オ 補装具の支給及び修理を行なうこと。

カ 重度障害者を国立保養所に収容すること。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船へ乗車及び乗船する場合に無賃の取扱いをすること。

この法律により戦傷病者手帳の交付を受けている者の数は,44年3月末現在で13万3,253人に達しており,43年度における援護のおもなものの給付実績は次のとおりである。

ア 療養の給付受給者数5,977人(44年3月末現在)

イ 更生医療給付件数50件(43年度間)

ウ 補装具の支給及び修理件数8,603件(43年度間)

エ 国鉄無賃乗車券引換交付件数11万1,514件(43年度間)

このほかこの法律には,戦傷病者の福祉の増進を図るために,40年10月から,援護の受給に関する事項,更生や職業その他生活上の問題などについて,民間人の立場で,戦傷病者の相談相手となつて必要な助言指導を行なう戦傷病者相談員の制度が設けられており,現在全国で705人の民間人が厚生大臣から委託を受けて業務に従事している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

3 戦没者の追悼行事等

(1) 全国戦没者追悼式

さきの大戦において死没した300万人余の軍人・軍属・準軍属・一般市民に追悼の誠を捧げるため,政府は昭和38年から毎年,8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

43年の式典は,天皇・皇后両陛下御臨席のもとに,東京九段の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会・政府その他各界の代表等約5,000人が参列して厳粛にとり行なわれた。

式典当日は官公庁・銀行・会社などは一斉に半旗を掲げ,正午には全国民がそれぞれの職場や家庭において,式場における黙とうに合わせて一斉に黙とうを行ない,戦没者に追悼の誠を捧げるとともに平和への思いを新たにした。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

3 戦没者の追悼行事等

(2) 海外戦没者の遺骨の収集

海外戦没者の遺骨の収集については,28年から33年にかけて政府派遣団により中央地域(特に旧満州地域)及び北朝鮮地域を除く主要戦域について実施したのであるが,なにぶんにも広範な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なわれたものであり,その後山野に未処理の遺骨が発見されたという事例も見受けられるようになったので,政府としては,戦後20数年を経た今日の遺族の心情及び国民感情も十分考慮し,42年度以降新たな計画により最終的な処理を行なうための遺骨収集を実施している。

新しい計画による実施状況は,次のとおりである。

42年度,中部太平洋諸島(ペリリュー,サイパン,テニヤン,ロタの各島),フィリピン(レイテ島)

43年度,フィリピン(ルソン島,カミギン島),西イリアン(ビアク島,ヌンホル島)

44年度(予定)フィリピン(セブ,ネグロス,ミンダナオ,ホロの各島)東部ニューギニア,

なお,小笠原諸島の硫黄島については,44年度において遺骨収集を実施することとなっている。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 戦没者の遺族,戦傷病者の援護等

4 戦没者に対する叙位及び叙勲

昭和39年1月7日の閣議で,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務を再開することが決定され,同年4月に第1回分が発令されてから,昭和44年3月の第60回発令までに約154万人に対して叙勲が行なわれ,そのうち,約5万3,000人に対しては,あわせて叙位が行なわれている。その年度別の内訳は,第14-2表のとおりである。

これらの叙位及び叙勲の対象になる者は,今次の戦争に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人軍属等で,その総数は,叙位約8万3,000人,叙勲は,叙位を伴うものを含め約212万人である。

この事務は,当初おおむね5か年計画で処理することとして開始したものであるが,戦没者の身上についての資料や遺族等の調査には,予想以上の困難が伴う等の事情もあり,当初の計画に比べて若干遅れている。

昭和44年度においては,残りの大部分について処理を促進し,そのための対策として,各都道府県における調査の徹底,広報活動の活発化等により,遺族のは握,趣旨の徹底を図ることとしている。

第14-2表 叙位・叙勲発令数

第 14—2 表 叙位・叙勲発令数

(単位:人)

	叙位を受けた者	叙勲を受けた者
総 数	53,704	1,544,327
39 年 度	—	127,700
40	—	302,059
41	8,982	338,922
42	24,616	423,414
43	20,106	352,232

厚生省援護局調べ

各論

第14章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

1 未帰還者の調査

さきの大戦が終結した時、海外にあつた同胞は約600万人以上であつたが、引揚促進対策及び未帰還者の調査等の業務の推進により着実な成果をあげて今日に至つており、44年3月末日現在における未帰還者は4,321人となつている。その地域別の数は第14-3表のとおりである。

第14-3表 地域別未帰還者数

第 14—3 表 地域別未帰還者数
(単位：人)

地	域	未帰還者数
総	数	4,321
ソ連(樺太・千島を含む)		412
北	朝 鮮	134
中	共 産	3,464
南	方	311

厚生省援護局調べ

未帰還者は、さきの大戦中に戦没した者と同じく戦争による犠牲者であり、その消息を待ちわびている留守家族の心情は察するに余りあるものがある。これら未帰還者の調査及び処理は社会的にもゆるがせにできない問題であるので厚生省としては、未帰還者に関し最終的にその生死を明らかにするため忍耐よく反復調査を継続している。国内的には、帰還者等から情報の提供を得て、未帰還者の行動経過を追い、その足どりをたどりつつ検討が行なわれ、対外的には、ソ連及び中共などと外交折衝又は赤十字ルート等による話し合いを行なつてきている。対外的な調査は、微妙な国際情勢などのためなお相当な困難を伴うが、39年10月、ソ連政府に調査を依頼した2,974人の状況不明の未帰還者について、ソ連側から41年5月までの間にその全員の調査結果の通知を受けたほか、同通知のうち「死亡」とあつた210人についてはその死亡場所、死亡の原因が明らかでなかつたので、41年11月再度ソ連政府にその調査を依頼したところ、戦争状態の混乱期のできごとに関する困難な仕事にもかかわらず、43年6月ソ連関係当局の慎重な調査結果の通報に接したことは、対外的な調査の成果として注目すべきことである。なお、終戦前後のある時期に南朝鮮において消息を絶つた状況不明の未帰還者245人の調査を42年6月韓国政府に依頼したが、まだ回答に接していない。

調査究明の結果、未帰還者の死亡の日時や場所、死亡の原因などが確認できた場合は、戸籍法第89条の規定により死亡の報告を行ない、具体的に死亡したことを確認できないが、未帰還者が消息を絶つた時期や場所などを総合し、すでに死亡したものと推断される場合は、未帰還者に関する特別措置法の規定により「戦時死亡宣告」の申し立てを行なつている。昭和43年度内においては、死亡報告を行なつた者150人、戦時死亡宣告の審判が確定した者329人、帰還した者5人、自己の意志により帰還しないと認められた者43人及びその他の事由から未帰還者の対象以外となつた者17人が減少し、新たに未帰還者としては握した353人が増加となつている。

なお、戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用を受けるものである場合は、原則として公務により死亡したものとみなされ、その遺族に対してこれらの法律により公務扶助料又は遺族年金が支給される。また、未帰還者に関する特別措置法に基づき、3万円(公務扶助料等の支給を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

2 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは,昭和34年に集団引揚げの方式が打ち切られた現在では,個別に便船を利用して帰国できるような手段がとられており,主として共産圏地域だけに残された問題となった。

これらの地域には帰国を希望する日本人が多数いることが判明しているので,外交ルート,赤十字ルート等を通じ,その引揚げの促進が図られている。

引揚者に対する応急援護は,船運賃の国庫負担,上陸地における金品の支給,給食,到着き先までの移送及びこれに関連する各種の援護の他にソ連及び中共地域については居住地から出境地まで(たとえば旧満州地区から香港,又は旧樺太からナホトカまで)の旅行に必要な経費を国において負担する措置が講ぜられている。また,引揚者の到着き先で行なう定蓋援護には,住宅,就職のあつせん,引揚者給付金の支給,就籍,就学指導等が行なわれている。

なお,引揚者の援護と関連して,共産圏から帰国するまでの間は,未帰還者留守家族等援護法に基づいてその留守家族に留守家族手当が支給され,不幸にして未帰還者がそのまま外地で死亡したときは,その遺族に葬祭料と遺骨引取経費が支給されている。

最近の引揚状況は,ソ連・中共及び韓国からの個別引揚げが行なわれており,これを暦年別にみると41年に143人,42年に121人,43年に61人となっている。

特異なケースとしては,韓国に残留している日本人婦女子の帰国援護があるが,これらの者には生活困窮のため帰国を希望しながらも自己の資力がないため帰国できない者がいることが判明したので,これらの者の帰国促進について関係機関が協力し,旅費の支給等積極的な援助を行なうこととなった。

各論

第14章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

3 在日朝鮮人の北朝鮮帰還

在日朝鮮人の北朝鮮帰還は,34年8月に成立した「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」に基づいて行なわれ155回にわたり8万8,611人が北朝鮮に帰った。

この協定に基づく帰還事業は,人道的立場に立つて帰還希望者を多数早期に帰還させることを目的としたものであるが,関係当局の多大な努力により円滑に実施された結果所期の目的を達したので42年11月12日をもつて終了した。

協定終了に伴い,日朝両赤十字は,協定終了後の北朝鮮向け出国についてモスクワにおいて約1か月,セイロンのコロンボにおいて約2カ月にわたり会談を行なつたが,この会談はついに妥結することなく打切りとなつた。

コロンボ会談において日本側は,協定有効期間内に帰還申請を行なつたが,同期間内に帰還できなかつた人々を,その希望どおりすみやかに帰還させるため,北朝鮮が可能な限り配船することを条件として,暫定措置として一定の短期間に限り協定の例により便宜供与を行なうことを提案し,さらに,この措置の終了後において北朝鮮へ出国を希望する人々は,必要な手続きを履行したうえ,出国証明書の発給を受け自ら選ぶ一般の便船により日本を出国することとなるが,出国希望者が相当数に達したときには,そのつど北朝鮮側からの配船を認めるという日本政府の方針を説明した。これに対し北朝鮮側は,従来協定に類似したものを新たに締結し,事実上帰還事業の継続を図るという意図を最後まで捨てず,そのため日本側のすべての提案を全面的に拒否したものである。

この事態にかんがみ,政府は人道的立場に立つてこの問題の早期解決を図るため,本件に関するすべての処理を日赤に一任し,日赤は朝鮮赤十字会に対し,今後の措置をコロンボ会談で双方が話し合つた内容を根幹としてまとめようという提案を43年9月28日に行なつており,その後両赤十字間でこの提案に関する事務的折衝が行なわれているところである。